

『瀬戸スポーツクラブ』規約

総 則

(名称)

第1条 このクラブは、「瀬戸スポーツクラブ」(以下「クラブ」という。)と称し、事務局を会長の指定するところに置く。

(目的)

第2条 クラブは、「生涯スポーツの推進」「地域コミュニティの活性化」「青少年の健全育成」「競技力の向上」を基本理念とし、多種目、多世代、多志向型の総合型地域スポーツクラブを目指し、心身ともに明るく元気な地域づくりに資することを目的とする。

(事業)

第3条 クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ・レクリエーション活動、教室等
- (2) スポーツ・レクリエーション大会、イベント等
- (3) 情報紙、パンフレットの発行
- (4) 研修会、交流会
- (5) その他、目的達成のために必要な事業

会 員

(入会資格)

第4条 クラブに入会する者は、次の項目を満たす者とする。

- (1) クラブの目的に賛同する者
- (2) 本規約及び総会の決定事項等を守る者
- (3) 所定の会費を納入した者

(入会手続き)

第5条 クラブに入会を希望する者は、所定の申込書に従い、会費及びスポーツ安全保険料を添えて申し込むものとする。
一度納入したスポーツ安全保険料は返金できないが、年会費については前年度の3月31日中に申し出があった場合は返金する。

(会員)

第6条 クラブの会員は、個人会員、家族会員、賛助会員とする。

(会員証)

第7条 会員は、クラブ活動時に求めに応じて会員証を提示するものとする。

(会員の取消)

第8条 次の項目に該当する者は、運営部会の審査を経て会員の資格を取り消すことができる。ただし、その者に会費を返金しないものとする。

- (1) クラブの規約に反する者。
- (2) クラブの社会的評価を低下させた者。
- (3) クラブ活動時にマナーの悪い行為を繰り返す者。
- (4) 他の会員の名誉を傷つけた者。
- (5) その他、会員としてふさわしくないと判断された者。

会 費

(会費)

- 第9条 クラブの会費は、次の項目に示すものとする。
ただし、会費以外に受講料、実費等は別に定める。
- (1) 個人会員 年額 2,000円
 - (2) 家族会員 一人 年額 1,600円
※家族会員の家族とは、同居家族をいう。
 - (3) 賛助会員 一口 年額 10,000円

組 織 等

(クラブの構成)

- 第10条 クラブは、会員で組織する。

(役員)

- 第11条 クラブに次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 1名
 - (3) 運 営 部 員 若干名
 - (4) クラブマネジャー 若干名
 - (5) 事 務 局 若干名
 - (6) 監 事 2名
 - (7) 顧 問 若干名

(役員の仕事)

- 第12条 役員の仕事は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、クラブを代表し会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 運営部員は、クラブの運営について協議、立案する。
 - (4) クラブマネジャーはクラブの経営・管理を行う。
 - (5) 事務局員は、クラブの事務及び会計の処理を行う。
 - (6) 監事は、クラブの運営及び会計財務に関する事項を監査する。
 - (7) 顧問は、クラブに関し助言を行う。

(役員を選任・任期)

- 第13条 会長、副会長、運営部員、事務局員は会員の中から互選する。
- 2 クラブマネジャーは、クラブマネジャーまたはアシスタントマネジャーの資格を有している者の中から互選する。
 - 3 監事および顧問は、運営部会の同意を得て会長が委嘱する。
 - 4 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

会 議

(会議の種類)

第 14 条 クラブに次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営部会

(総会)

第 15 条 総会は、会長が招集し年一回以上開催する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議、承認する。

- (1) 事業計画・予算及び事業報告・決算
- (2) 役員を選出及び規約の改正
- (3) その他クラブの運営に必要な事項

3 総会は、会員の過半数の出席で成立し、議決は出席者の過半数の賛成を得なければならない。ただし、委任状の提出があった場合は、出席とみなすものとする。

(運営部会)

第 16 条 運営部会は、次に掲げる事項について、協議・執行する。

- ①年間行事の作成に関する事
- ②活動施設の確保等、組織の円滑な運営に関する事
- ③地域の各種団体との渉外に関する事
- ④総会の議案作成及び各種目の事業活動への支援・指導に関する事
- ⑤クラブ運営上必要と認めた事項で、緊急を要するものを決定する
ただし、後日総会の承認を得るものとする
- ⑥各種事業の広報及びクラブの広報紙の作成

会 計 等

(会計)

第 17 条 クラブの経費は、以下の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 事業等の収入
- (3) 寄付金、協賛金、補助金
- (4) その他

(会計年度)

第 18 条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

2 各種目は前年度の事業報告と決算報告を4月末までにクラブマネージャーに提出すると。

(謝礼等)

第 19 条 講師、指導者、スタッフへ別に定める金額を支払うことができる。

2 講師、指導者、スタッフへの謝礼、報酬は毎月集計し翌月の20日までに源泉所得税を添えて事務局へ提出すること。

(給与等)

第 20 条 クラブマネージャー、事務局員へ別に定める金額を支払うことができる。

補 則

(責任の範囲)

- 第 21 条 1. 会員は、クラブ活動に際して施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。
2. クラブ活動に伴う事故があった場合は、クラブは、次条第 2 項に定める保険以上の責任を負わないものとする。

(保険)

- 第 22 条 1. 会員は、クラブが指定するスポーツ安全保険に加入するものとする。
2. クラブ活動に伴う事故の対応はスポーツ安全保険の範囲のみとする。

(補則)

- 第 23 条 1. この規約に定めない事項及び運営上必要な事項は、総会の決議によって定める。
2. この規約は、総会の決議をもって随時改正することができる。

(附則)

- この規約は、平成 20 年 2 月 10 日から施行する。
- この規約は、平成 21 年 3 月 29 日から施行する。
- この規約は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- この規約は、平成 30 年 5 月 27 日から施行する。
- この規約は、令和 2 年 7 月 19 日から施行する。